専用水道の定義

（法令等）

特定の需要に応じて水を供給する水道は、すべて専用水道の可能性があります。

寄宿舎、社宅、療養所、養老施設等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、**百人を超える者にその居住に必要な水を供給する**もの又はその水道施設の**1日最大給水量が20m³を超える施設（生活の用に供するものに限る）**をいう。

居住人口が百人を超える場合、専用水道になります。ただし、居住であり滞在ではありません。

公衆浴場、プール、製品製造用などの生活の用に供するものではないものは、給水量に含みません。

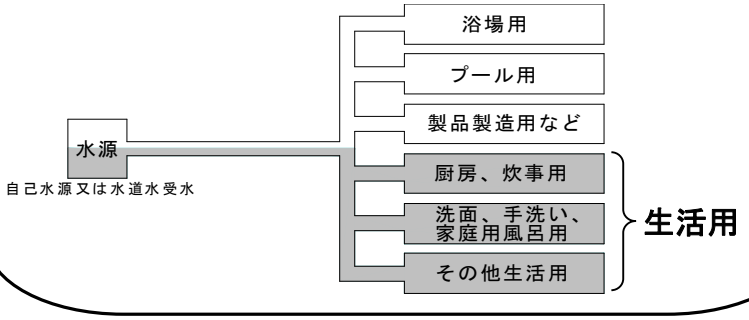

ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とするものは、専用水道にならない可能性がありますので、以下を確認ください。

専用水道の適用除外

他の水道から供給を受ける水のみを水源とする水道であって、口径25mm以上の導管の全長が1,500m以下であり、かつ、水槽の有効容量の合計が100m³以下である水道については、専用水道から除外されます。

ただし、地表からの浸水等による汚染のおそれのないように設置されているものは、上記の導管延長や水槽容量の算定から除きます。

別紙1を参照ください。

専用水道適用判断

①施設規模を整理

水道施設の整理（1：共通）

計画給水人口 P_0		人
	うち居住人口 P	人
1 日最大給水量 Q_0		m^3
	うち　公衆浴場用 Q_1	m^3
	プール用 Q_2	m^3
	その他製品製造用 Q_3	m^3

※その他製品製造用とは、食品などの製品を工場で製造するために使用するものであり、旅館や食堂などで、給仕するために厨房で使用するものは含みません。

居住人口 P＝　　人

生活用 1 日最大給水量 $Q=Q_0-Q_1-Q_2-Q_3$＝　　m^3

水道施設の整理（2：他の水道から供給を受ける水のみを水源）

φ25 以上の導管延長 L_0		m
	地表からの浸水等による汚染のおそれのないように設置されているもの L_1	m
水槽の有効容量 V_0		m^3
	地表からの浸水等による汚染のおそれのないように設置されているもの V_1	m^3

別紙1を参照ください。

汚染の可能性のある導管延長 $L=L_0-L_1$＝　　m

汚染の可能性のある水槽有効容量 $V=V_0-V_1$＝　　m^3

②適用判断

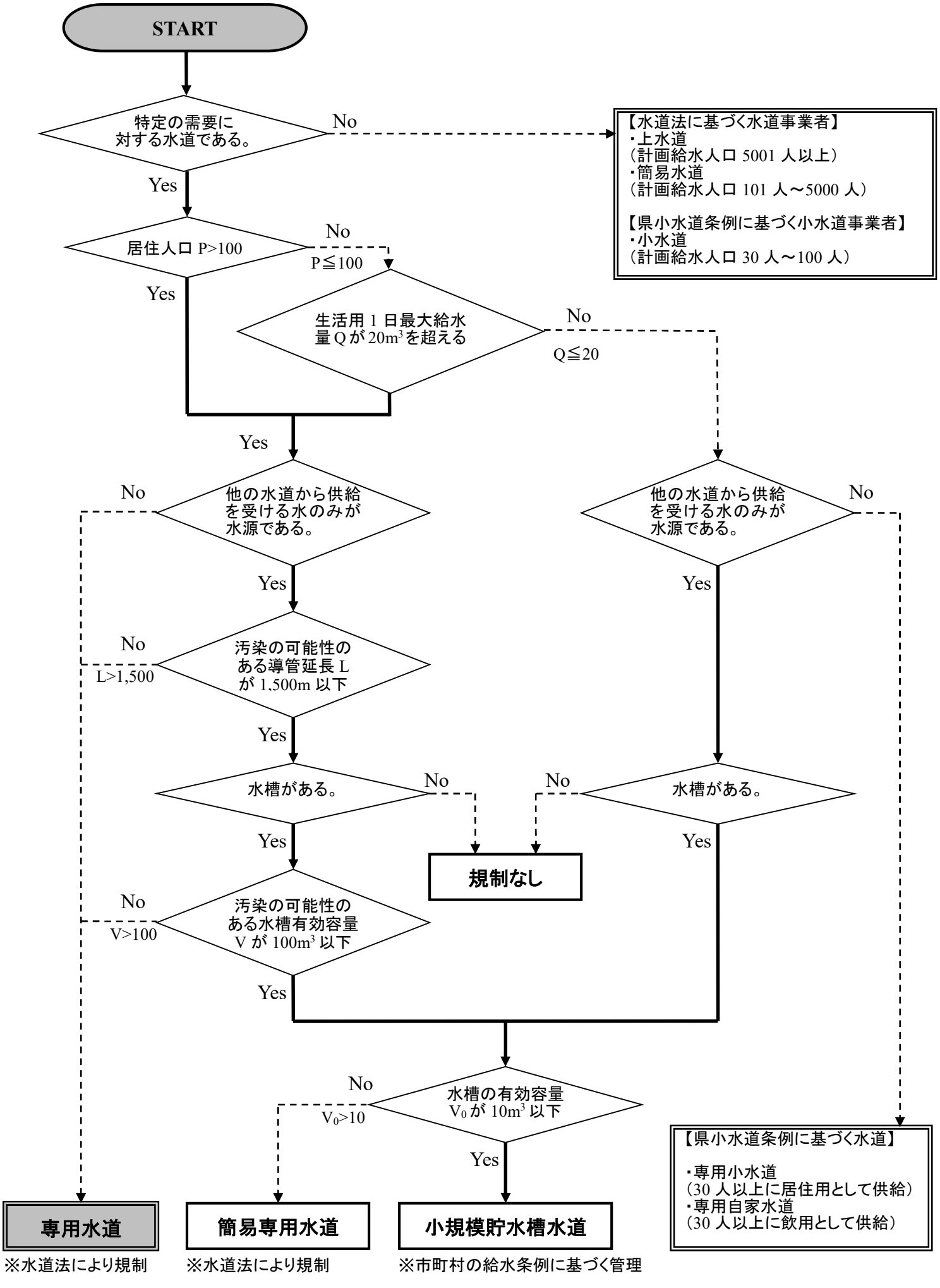
START
特定の需要に対する水道である。
No
【水道法に基づく水道事業者】
・上水道
（計画給水人口 5001 人以上）
・簡易水道
（計画給水人口 101 人～5000 人）
【県小水道条例に基づく小水道事業者】
・小水道
（計画給水人口 30 人～100 人）
Yes
居住人口 P>100
No
P≦100
Yes
生活用 1 日最大給水量 Q が 20m³を超える
No
Q≦20
Yes
他の水道から供給を受ける水のみが水源である。
No
Yes
他の水道から供給を受ける水のみが水源である。
No
Yes
汚染の可能性のある導管延長 L が 1,500m 以下
No
L>1,500
Yes
水槽がある。
No
Yes
No
水槽がある。
Yes
規制なし
汚染の可能性のある水槽有効容量 V が 100m³ 以下
No
V>100
Yes
水槽の有効容量 V₀ が 10m³ 以下
No
V₀>10
Yes
【県小水道条例に基づく水道】
・専用小水道
（30 人以上に居住用として供給）
・専用自家水道
（30 人以上に飲用として供給）
専用水道
※水道法により規制
簡易専用水道
※水道法により規制
小規模貯水槽水道
※市町村の給水条例に基づく管理

（別紙1）

専用水道の適用除外の詳細

以下に示す施設については、地表からの浸水等による汚染のおそれのないように設置されているものと考えます。

1．建築物に設けられた給水管で、建築基準法施行令第 129 条の 2 の 5 及び「給排水の配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準（建設省告示第 1597 号）」（以下、「政令等」という。）に基づき設置された給水管

2．政令等に基づき設置された給水タンク及び貯水タンク（以下、「水槽」という。）で、保守点検を容易にかつ安全におこなうために、水槽の周囲及び下面において 60cm 以上、上部において 100cm 以上の点検スペースがある水槽

【点検スペース概要図】

建物内部の場合

断面図

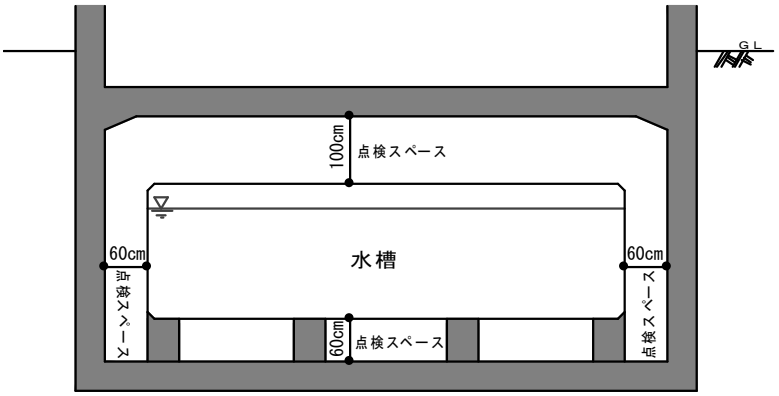

※階層は関係ありません。

平面図

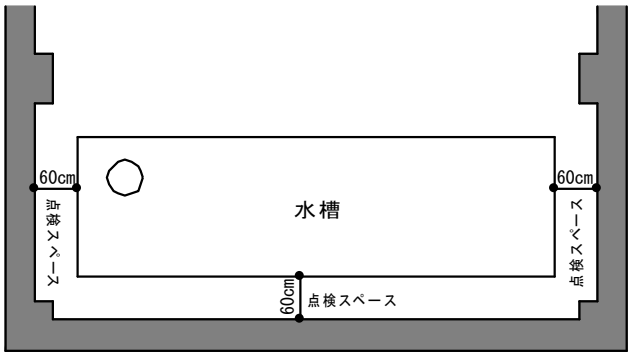

建物外部の場合

断面図

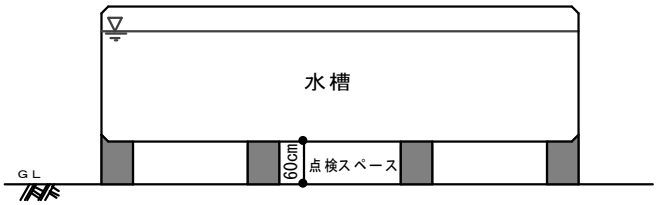

※点検スペースについては、給排水設備技術基準・同解説によるものです。